

くわみず病院 個人情報の利用目的

当院では、患者さんの個人情報については、下記の目的に利用しております。なお、疑問などがございましたら、担当窓口にお問い合わせください。

Ⅰ. 当院における個人情報の定義と利用目的・利用範囲

「個人情報」とは、個人識別符号が含まれるもの。診療録（カルテ）をはじめとした諸記録、診療申込書や健康保険証等、個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

「要配慮個人情報」・・・本人の人種、信条、社会的身分、病歴等、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮するものとして、政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

「特定個人情報」・・・個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

当院では、下記の目的に沿って業務上必要な範囲に限り個人情報を利用し、下記の目的以外には利用いたしません。

（Ⅰ）医療の提供に必要な事項

医療提供

- ① 医療・介護サービスの提供
- ② 他の医療機関等（病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等）との連携
- ③ 他の医療機関等からの照会への回答
- ④ 診療等にあたり、外部の医師等の助言・意見を求める場合
- ⑤ 家族等への病状説明
- ⑥ 検体検査業務の委託その他の業務委託

診療費請求のための事務

- ⑦ 医療費・介護給付費等の保険請求事務（審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関又は保険者からの照会への回答）
- ⑧ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプト提出、照会への回答
- ⑨ その他、医療・介護・労災保険及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用

当院の管理運営業務

- ⑩ 当院が行う管理運営業務のうち、「会計、経理」「病棟管理」「医療事故の報告」「当該患者のサービスの向上」等
- ⑪ 当院が行う管理運営業務のうち、「医療・介護サービスや業務の維持改善のための基礎資料」「医学生・看護学生・医療技術学生などの医療実習」「中・高校生の病院体験」「当院内において行われる症例研究」
- ⑫ 当院が行う医療・介護サービスや業務の維持改善に資するアンケート調査の実施
- ⑬ 住所や氏名の匿名化、顔写真のマスキングを行い、個人が特定できないよう配慮した上での学会等への発表
- ⑭ 医療機関の管理運営業務のうち「外部監査機関への情報提供」
- ⑮ その他、当院の管理運営業務に関する利用

（Ⅱ）上記以外であって医療機関として必要な事項

- ◎ 厚生労働省や都道府県などを関係行政機関等による法令に基づく照会・届出・調査
- ◎ 事業者より委託を受けて行う健康診断等における事業者等へのその結果の通知
- ◎ 共同組織（くまもと健康友の会）、病院患者会への入会のご案内
- ◎ 診療体制の変更など診療に関するご案内

- ◎ 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ◎ 第三者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告及び相談

2. 苦情・相談窓口

1. の利用目的について同意できないものがある場合は、下記の苦情・相談窓口にお申し出ください。お申し出がない場合は、1. に掲げる利用目的について同意が得られたものとさせていただきます。お申し出はご本人または代理人に限らせていただきます。ご本人または代理人であることを証明するものと印鑑をご持参ください。なお、お申し出頂いた内容は、ご本人又は代理人の申出でいつでも変更できます。

苦情・相談窓口 事務長 本高勝久

苦情・相談窓口では、個人情報保護に関する質問やご意見もお伺いいたします。

3. 個人情報に係る安全措置の概要

当院では、個人情報管理責任者（病院長）を定め、個人情報の保護推進を図っています。職員に対しては、個人情報保護についての教育研修を行うとともに、就業中はもとより離職後も含めた守秘義務を課しています。個人情報は、盗難等の予防策を講じるとともに、不要となった個人データの廃棄、消去にあたっては、復元不可能な形にして廃棄するようにしています。

4. 個人情報の開示手続き

(1) 診療録等の個人情報の開示請求の窓口は、下記の通りです。

個人情報開示請求窓口：医療サービス課 カルテ開示受付：診療情報管理室

(2) 開示請求の手続きは、診療録等の開示取り扱い指針に基づき行います。

- ① ご本人又は代理人の申出により、個人情報の開示を行います。
- ② ご本人又は代理人であることを証明するものと印鑑を添えてお申し出ください。代理人の場合は本人の同意書が必要です。
- ③ 開示することにより「本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」や「事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」「他の法令に違反することとなる場合」については、法令に基づき全部又は一部の開示ができません。
- ④ 開示にあたり説明を求められる場合は、必要に応じ後日主治医より説明を行います。
- ⑤ 電話での問い合わせには、お答えできません。

(3) 開示の費用

コピーを取る場合は、1 頁につき税込 10 円の手数料がかかります。

5. 第三者提供の取り扱い

(1) 次の情報提供は、ご本人の承諾を得たうえでのみ行います。

- ① 民間保険会社からの照会
- ② 職場からの照会
- ③ 学校からの照会
- ④ 治験のための照会
- ⑤ その他、患者氏名や住所等の照会（法令に定める場合を除く）

- ◎ (2) 法の定めにより情報提供が求められた場合は、法律の定めに従って対応いたします（裁判所及び令状に基づく権限の行使による開示請求等）。

6. 外部委託

当院では、次に掲げる業務を外部に委託しております。委託にあたりましては、それぞれの会社と守秘義務を締結しております。

検体検査：エスアールエル 熊本市医師会